

建物解体届時の確認事項（水道課より）

家屋の新築以外にも、解体、修繕または外構工事などに伴い、敷地内の水道管(給水管)を取り外すなど給水装置(お客様の家に配管されている水道管)の修繕や撤去などを行う場合は、破損事故などのトラブルを未然に防ぐため、事前に伊佐市指定給水装置工事事業者を通じて、申請(給水装置工事申込書)が必要となります。

【解体工事に伴う届出の流れ】

1. 水道は市水を使用している。Yes → 2へ No → 終了
2. 給水管の切り離し工事を伊佐市給水指定工事店へ依頼している。Yes→3へ No→4へ
3. 水道課へ「給水装置工事申込書」の改造又は撤去の申請を提出するよう工事店へ依頼してください。
4. 伊佐市給水指定工事店へ給水管の切り離し工事を依頼してください。

※家屋等の解体工事に伴う給水管（水道管）の切り離しは、伊佐市水道事業給水条例の第4条給水装置の改造又は撤去にあたるため、必ず管理者（伊佐市長）に申し込みをし、承認を受けなければなりません。申し込み無しの工事は、無届工事となります。

届出がなされずに工事着工されて水道管を破損させた場合、お客様の負担で修繕をしていただくこととなり多大な費用が生じますので、必ず指定工事業者に依頼してください。

○伊佐市水道事業給水条例

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

次項へ

【解体工事に伴う給水管切り離しまでの流れ】

- ① 所有者から伊佐市給水指定工事店へ給水管の切り離しを依頼する。
- ② 水道課へ「給水装置工事申込書」の改造又は撤去を提出する（給水指定工事店）
- ③ 水道課で給水装置工事申込書の受付・審査・決裁をする。
- ④ 工事着手（水道工事の手引きの検査手順に沿って「給水装置工事検査申請書」の提出まで行う）

※給水装置工事の申込みだけであれば1週間程度で承認が下りますが、申請内容により道路掘削や道路占用の廃止手続き等が必要になる場合があります。給水指定工事店へのご依頼は早めをお願いいたします。

《工事を行う前に》

○敷地内に水道の引き込みがされているのか、または使用中であるのかなど、土地や建物の所有者など工事を依頼された方に確認し、引き込みがされている場合は、給水装置の配管位置を必ず確認してください。宅内配管は、浅いところに埋設されている場合がありますので、注意してください。

《給水装置が破損した場合》

○誤って給水装置を破損させた場合は、速やかに水道課へ連絡をするとともに、ご存じの指定工事店又は伊佐市水道修繕センターに復旧を依頼してください。

大口地区水道修繕センター：0995-23-5333

菱刈地区水道修繕センター：0995-26-2870

○水道管の引き込み位置など事前調査をせず解体工事を行い、水道管を破損し漏水させる事故が発生した場合、損失料金を請求する場合があります。

《その他注意点》

○メーターを返却せず紛失した場合は、弁済代金を請求します。

○給水装置工事の申込みをしない「無届工事」は条例違反になります。さらに、配管等を撤去した情報が給水台帳に登録されず、所有者等の不利益となる場合があります。

【お問い合わせ】

伊佐市 水道課 工務係 TEL 0995-23-1333 （内線：1294・1295）